

【計画の基本的事項】

1 計画改定の趣旨

「環境基本計画」とは、環境基本法第 36 条に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

南丹市では、平成 23 年 5 月に「南丹市環境基本計画」（以下、「現行計画」という。）を策定しました。この計画では、目指すべき環境像として、「自然と人が結びあう“いきいき”南丹市」を掲げ、生活環境や自然環境をはじめとした私たちを取り巻く環境の保全に向けて様々な施策を展開してきました。

現行計画では、計画期間を前期と後期に分けて、前期の進捗状況を踏まえて見直しを行うこととしています。また、東日本大震災を契機としたエネルギー問題への関心の高まりなど、社会情勢が現行計画策定時から大きく変化していることや、上位計画にあたる南丹市総合振興計画後期基本計画や南丹市地域創生戦略が策定されたことなどを踏まえ、「南丹市環境基本計画改訂版」（以下、「本計画」という。）の策定にあたっては、これらとの整合を図る必要があります。

なお、計画改定にあたっては、次に示すポイントを踏まえて行います。

- ① 環境の現状・社会情勢の変化に対する対応
- ② 上位計画や関連計画との整合
- ③ 現行計画の進捗状況の反映
- ④ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

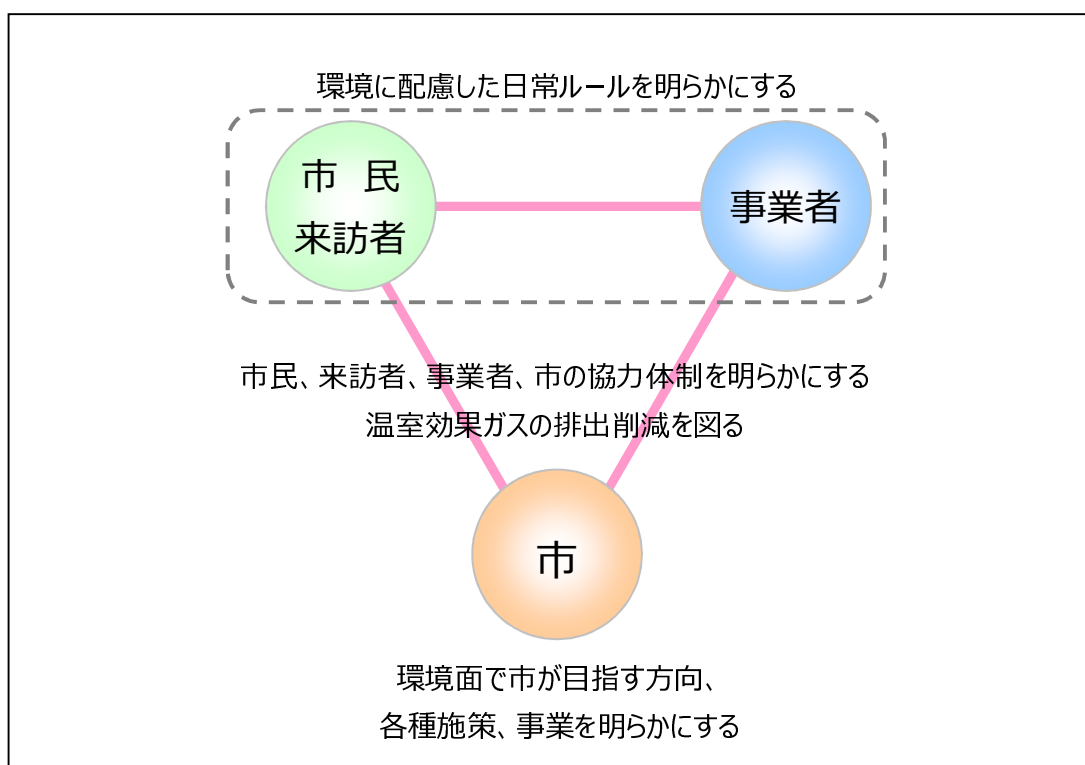
2 環境基本計画とは

(1) 計画の目的

本市の健全な環境を維持するためには、市民や来訪者、事業者、市（これらを各主体といいます）が協力して環境に配慮した取り組みを進めなければなりません。

そのためには、各主体が共有できる「南丹市が環境面において目指す方向」を確認し、その方向性に向けた各種施策・事業を明らかにするとともに、市民、来訪者、事業者が取り組むべき環境に配慮した日常ルールを明らかにする必要があります。また、各主体がどのように関わり、協力していくかを示すことも重要です。

このため、本計画は、市の環境を守るための各主体の取り組み内容、協力体制などを明らかにし、基本的な方向性を示すことを目的としています。



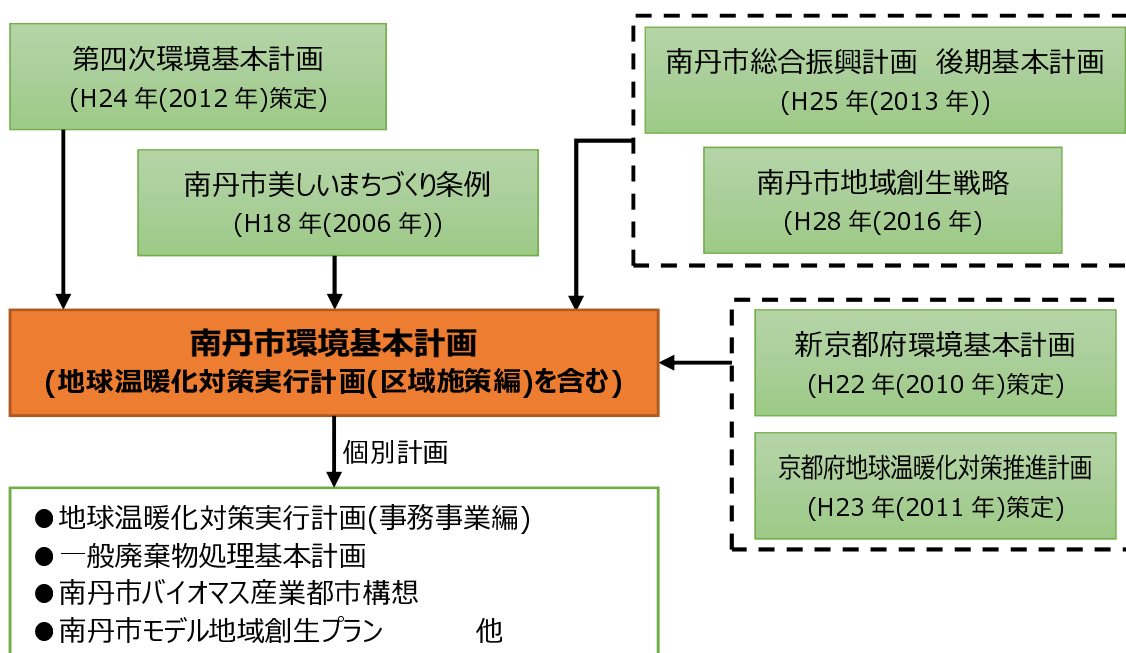
計画の目的

(2) 計画の性格

1) 計画の位置づけ

本計画は、国・京都府の法令、新京都府環境基本計画を踏まえるとともに、南丹市総合振興計画と整合を図り、総合振興計画を環境面から実現する役割を持っています。

また、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条第 2 項に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容を含んでいます。



計画の位置づけ

2) 計画の期間

この計画に取り組む期間は、次に示す考え方で設定します。

- ①本計画の目標年次は、南丹市総合振興計画との整合を図り 10 年後の平成 32 年度とします。
- ②計画期間を前期と後期に分け、後期は平成 29 年度から平成 32 年度の 4 年間とします。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
南丹市総合振興計画	10 年間												
南丹市環境基本計画					前期 6 年間						後期 4 年間		

現行計画の期間

本計画の期間

計画の期間

(3) 環境のとらえ方

1) 対象とする計画の範囲

本計画は市全域を対象とし、「人づくり」「生活環境」「地域環境資源」「資源循環」の4つの視点から本市の環境をとらえ、目標や施策などを設定します。それぞれの視点で対象とする環境要素は下図のとおりです。

また、本市の環境は市域のみで形成されるわけではなく、周辺地域についても考慮する必要があります。由良川・桂川（淀川水系）の最上流地域に位置することからも、特に流域への意識、さらに地球環境への意識など、広域的な観点をもって本計画を策定することとします。



計画における環境のとらえ方

2) 各主体の役割

この計画における各主体の考え方および役割は、以下のとおりです。なお、来訪者については、通常の場合市民に含めてとらえることとします。

また、本計画を推進する上で欠くことのできない民間団体、住民グループ、市内の大学や専門学校などについては、それぞれが前述の主体が持つ役割を縦断的に兼ね備えています。このためここでは、ひとつの主体として設定せず、市民・来訪者、事業者、市の中に内包されているものとして見なします。



各主体の定義

『市民』本市で日常生活を営む者。

『来訪者』通勤、通学、観光、レクリエーションなどで本市を訪れる者。

『事業者』農林業、工業、商業などすべての産業について、本市で事業活動を行う者。

『市』本市の行政を司る者。南丹市。
本計画による環境保全および健全な環境づくり推進の中心的な役割を担うものとする。

3 主な改定のポイント

(1) 環境の状況・社会情勢の変化

平成 23 年の現行計画策定と同時期に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、わが国では、放射線対策をはじめとした安全安心への関心が高まるとともに、防災に強いまちづくりや原子力発電に依存しない社会を目指す観点から再生可能エネルギーの活用が一層求められるようになりました。

このような中、国は環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた「第四次環境基本計画」の策定や、地球温暖化、循環型社会の構築、生物多様性の保全など各分野において世界規模の環境問題の深刻化に対応した計画を策定しました。

本計画では、このような環境の現状、社会情勢を踏まえた計画内容の見直しが必要です。

(2) 上位計画や関連計画との整合

南丹市人口ビジョンでは、2060 年に 24,800 人程度の人口規模を目指しており、これを実現するために南丹市地域創生戦略が策定されました。また、関連計画として、バイオマスの利活用を通じて産業の振興を図ることを目的とした「南丹市バイオマス産業都市構想」や、地域資源を活用した地域振興などを掲げた「南丹市モデル地域創生プラン」を策定しており、改定計画ではこれら上位計画や関連計画との整合を十分に図る必要があります。

(3) 環境基本計画の進捗

現行計画では、目指す環境像「自然と人が結びあう“いきいき”南丹市」の実現に向けて、4 つの分野の基本目標（人づくり、生活環境、地域環境資源、資源循環）に基づいて 16 の基本計画を設定して各種施策を推進するとともに、17 の数値目標で進行管理を行ってきました。

このため、各種施策への取り組み状況と数値目標達成状況等から、現行計画の進捗を評価し、その結果を受けて目指す環境像の実現に向けた課題を明らかにし、計画内容について必要箇所の見直しを行います。

(4) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

近年、猛暑による熱中症の増加や、家畜や農作物への被害、また相次ぐ強い台風の襲来といった気温上昇に起因すると考えられる異常気象が増加しています。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が2014年に発表した第5次評価報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」「人間による影響が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い」と示しており、温室効果ガスの継続的な排出は人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まるとしています。

このような状況を踏まえ、本市においては本計画を地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項[※]に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容を盛り込み、市域から排出される温室効果ガスの計画的な削減に取り組むこととします。

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」においては、中核市未満の市区町村に対して、以下の通り地球温暖化対策計画を策定することを求めています。

第20条（略）

2 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

4 計画の構成（案）

計画は、現行計画をベースとして以下の構成を想定していますが、今後、委員会等の検討を踏まえて変更することもあります。

